



大網白里市地指令第35号

一般廃棄物収集運搬業等許可証

住 所 千葉県山武市松尾町広根1967番地1
氏 名 株式会社 新栄産業
代表取締役 押尾 茂 様

令和6年7月2日付けで一般廃棄物収集運搬業等許可申請事項変更届出がありましたことについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

令和6年7月16日

大網白里市長 金坂 昌典



- | | |
|------------|--|
| 1 許 可 番 号 | 第 36 号 |
| 2 業 の 区 分 | 一般廃棄物収集運搬業 |
| 3 取扱廃棄物の種類 | し尿を除く一般廃棄物 |
| 4 許 可 期 限 | 令和8年5月31日まで |
| 5 許 可 条 件 | ① 市内一般廃棄物（し尿を除く）の収集運搬に限る。
② 収集運搬車両は市に申請した車両とする。 |